

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年9月18日

【事業年度】 第7期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

【会社名】 イー・ギャランティ株式会社

【英訳名】 e G u a r a n t e e , I n c .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 江藤公則

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

【電話番号】 03 - 5447 - 3577（代表）

【事務連絡者氏名】 常務取締役 馬場豊吉

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

【電話番号】 03 - 5447 - 3577（代表）

【事務連絡者氏名】 常務取締役 馬場豊吉

【縦覧に供する場所】 イー・ギャランティ株式会社 大阪支店
(大阪府中央区久太郎町四丁目1番3号)
イー・ギャランティ株式会社 九州支店
(福岡市博多区博多駅前四丁目1番1号)
株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第7期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

3【配当政策】

（訂正前）

当社は期末配当のほか、毎年9月30日を基準日として、中間配当ができる旨を定款で定めております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

しかし、当社は保証事業という事業の性質上、財務基盤の拡充による信用力向上がきわめて重要であり、内部留保の充実を通じた財務基盤の強化を経営課題として位置付けております。また、当社が第5期以降は利益計上しているものの、第4期に至るまでに計上した当期純損失の影響により繰越利益剰余金の欠損を抱えている状況であり、未だ十分な内部留保が確保されている状況ではありません。

今後については、繰越損失を解消した上で、財務基盤強化のために内部留保を拡充することで経営基盤の安定化を図ることを優先しながら、事業年度における配当の回数も含めた配当政策を検討していきたいと考えております。

（訂正後）

当社は期末配当のほか、毎年9月30日を基準日として、中間配当ができる旨を定款で定めております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

しかし、当社は保証事業という事業の性質上、財務基盤の拡充による信用力向上がきわめて重要であり、内部留保の充実を通じた財務基盤の強化を経営課題として位置付けております。また、当社が第5期以降は利益計上しているものの、第4期に至るまでに計上した当期純損失の影響により繰越利益剰余金の欠損を抱えている状況であり、未だ十分な内部留保が確保されている状況ではありません。

現在当社は、配当の回数についての基本的な方針は定めておりませんが、今後については、繰越損失を解消した上で、財務基盤強化のために内部留保を拡充することで経営基盤の安定化を図ることを優先しながら、事業年度における配当の回数も含めた配当政策を検討していきたいと考えております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(追加)

(前文省略)

(12) 中間配当

当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

(13) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる旨を定款に定めております。